

函館市監査公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、函館市町会連合会を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年11月13日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

平成25年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体

函館市町会連合会

2 監査の対象

財政援助団体監査

平成24年度において、函館市から函館市町会連合会に対して交付された函館市町会連合会補助金に係る出納、その他これらに関連する事務

3 監査の期間

平成25年9月4日から平成25年11月6日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記補助金に関する出納および業務の執行状況等、これらの事務が適正に執行されているかについて、当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

財政援助団体監査の結果、対象となった事務は、おおむね適正に執行されていたと認められたが、事務局職員の通勤手当の支給に関して、函館市町会連合会就業規程の規定と異なる金額の支給があったことから、当該監査対象団体の所管部局である市民部においては、速やかに当該団体に対し規程の整備を行うなどの指導を行い、是正されたい。